

渥美商工会会員様

田原市長 山下 政良  
(公印省略)

受動喫煙防止対策について（依頼）

日頃は、本市の健康づくり事業に格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、受動喫煙防止対策を徹底するため、平成30年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。つきましては、法の趣旨を御理解いただき、望まない受動喫煙防止対策に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正法の主な内容

- 1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように知識普及・意識啓発・環境整備、その他の受動喫煙防止対策を、総合的かつ効果的に推進するよう努めることを責務とする。

2) 多くの人を利用する施設の管理者は利用区分に応じ、原則敷地内禁煙又は屋内禁煙とし、標識で掲示するなど適切な措置を講ずる。喫煙場所を設置する際は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮すること。

- 3) 喫煙をする者は、周囲の状況に配慮しなければならない。（配慮義務）

2 施設類型別の喫煙ルール

施設等の類型	喫煙のルール	施行期日
第一種施設 ○学校、病院、児童福祉施設、 行政機関の庁舎など	敷地内禁煙 ・ 屋外に、受動喫煙防止に必要な措置がとられた <b>特定屋外喫煙場所</b> を設置可→田原市公共施設における受動喫煙防止対策指針・手引作成（HP参照）	令和元年 7月1日
第二種施設 （多数の者が利用する施設） ○上記以外の施設（ <b>事務所</b> 、 <b>工場</b> 、 <b>ホテル</b> 、 <b>飲食店</b> 、 <b>図書館</b> <b>商業施設</b> 、など）	原則屋内禁煙 ・ 屋内の喫煙を認める場合には <u>一定の技術的基準に適合した喫煙専用室</u> を設置すること。 ・ 屋外に喫煙所を設置するときは、出入口や道路の近くを避けるなど受動喫煙が生じないように配慮。	令和2年 4月1日
○屋外や家庭など	喫煙を行う場合は、周囲の状況に配慮 ・ 子どもや患者等の配慮の必要な人の近くで喫煙しない	平成31年 1月24日